

藤沢市予防接種費用助成金交付要綱

制定	平成29年	4月1日
改正	令和2年	10月1日
改正	令和3年	4月1日
改正	令和4年	4月1日
改正	令和6年	4月1日
改正	令和6年	9月1日
改正	令和7年	4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)の規定に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、定期の予防接種(以下「予防接種」という。)を、やむを得ない事情により藤沢市定期予防接種指定医療機関以外の市外の医療機関(以下「指定外医療機関」という。)で接種する者に対し、その費用の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 予防接種の費用の助成対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 予防接種を実施した日において本市の住民基本台帳に記載されている者又は本市に居住の実態がありやむを得ない事情のため住民基本台帳に記載されていない者で特に必要と認められる者
- (2) 次の理由により、指定外医療機関で予防接種を実施する者
 - ア 里帰り出産、施設入所等のため市外に滞在している場合
 - イ 疾病等のため、かかりつけ医である指定外医療機関で予防接種を実施することが望ましい場合
 - ウ その他特段の事情があると認められる場合

(対象となる予防接種)

第3条 助成の対象となる予防接種は、法第5条第1項により規定される予防接種とする。

2 予診において予防接種を実施することが適当でないと判断された場合の受診に係る費用は、助成の対象としない。

(定期予防接種実施依頼書の交付申請等)

第4条 第2条に規定する助成対象者が予防接種を希望するときは、接種を受

ける前に、A類疾病の場合は定期予防接種実施依頼書交付申請書（A類疾病）（第1号様式）、B類疾病の場合は定期予防接種実施依頼書交付申請書（B類疾病）（第2号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、予防接種を受ける本人（以下、「被接種者」という。）ただし、被接種者が未成年である場合はその保護者（法第2条第7項に定める者をいう。）が行うものとする。
- 3 市長は、第1項の申請を受けたときは、内容を審査し、その結果必要と認められる場合は、A類疾病の場合は定期予防接種実施依頼書（A類疾病）（第3号様式）、B類疾病の場合は定期予防接種実施依頼書（B類疾病）（第4号様式）及び予診票を交付するものとする。

（受診方法）

第5条 申請者は、被接種者が指定外医療機関で接種する際に、当該医療機関に定期予防接種実施依頼書及び予診票を提出し、当該予防接種に要する費用を支払い、領収書を受領する。

（助成額及び限度額）

- 第6条 助成額は、予防接種に要する費用として指定外医療機関へ支払った金額とする。ただし、当該予防接種の接種日において市外指定医療機関で予防接種を実施した場合に本市が同医療機関に対して支払う金額を限度とする。
- 2 前項の金額については、予防接種ごとに税込の金額で比較するものとする。

（助成の申請及び請求）

- 第7条 助成の申請及び請求は、被接種者（ただし、被接種者が未成年の場合や、病気やけが等の理由で行うことができない場合はその保護者、後見人又は代理人）が行うものとする。
- 2 申請者は次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - （1）藤沢市予防接種費用助成金交付申請書兼請求書（第5号様式）
 - （2）領収書の写し又は予防接種の費用を支払ったことを証する書類
 - （3）当該予防接種を実施したことが分かる母子健康手帳の写し、予防接種済証の写し又は予診票本人控えの写し
 - （4）申請者が後見人の場合は登記事項証明書の写し、代理人の場合は運転免許証等の顔写真付きの身分証明書の写し等
 - （5）その他市長が必要と認める書類

（決定の通知）

第8条 市長は、前条の書類を受領したときは、その内容を審査し助成金の交付又は不交付を決定する。

- 2 市長は、申請者に対して次の通知により決定内容を通知する。
- (1) 交付決定 藤沢市予防接種費用助成金交付決定通知書(第6号様式)
 - (2) 不交付決定 藤沢市予防接種費用助成金不交付決定通知書(第7号様式)
- 3 市長は、第1項の規定により助成金の交付を決定した場合において、助成申請金額と交付決定額に差異が生じたときは藤沢市予防接種費用助成金交付決定通知書(第6号様式)の備考欄にその理由を記さなければならない。

(申請期限)

第9条 前条第1項の規定による申請は、定期予防接種実施依頼書の交付日から起算して1年以内に申請しなければならない。ただし、申請期限の末日が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日まで申請ができるものとする。

(助成金の交付)

第10条 市長は、第8条により規定する交付決定をした場合は、交付決定日から起算して30日以内に、申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより助成金を交付する。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱による助成は、平成29年4月1日以降に定期予防接種依頼書の交付を受け、実施される予防接種について適用するものとする。

(検討)

3 市長は、平成34年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱による助成は、令和3年8月2日以降に実施される予防接種について適用するものとし、同年8月1日以前に実施された予防接種については、従前の例による。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に使用している帳票類は、残存するものに限り使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱による助成は、令和6年4月1日以後に実施される予防接種について適用し、同日前に実施された予防接種については、従前の例による。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に使用している帳票類は、残存するものに限り使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱による助成は、令和6年9月1日以後の日付が記載された、本文に定める各様式について適用し、同日前に提出されたものについては、従前の例による。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に使用している帳票類は、残存するものに限り使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱による助成は、令和7年4月1日以後の日付が記載された、本文に定める各様式について適用し、同日前に提出されたものについては、従前の例による。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に使用している帳票類は、残存するものに限り使用することができる。